

倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第2号。以下「規則」という。）第6条から第8条までに定めるもののほか、一部負担金の徴収猶予及び減免に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「平均実月収額」とは、申請のあった日の属する月を含む前3か月間における当該世帯の世帯員の収入額を3で除した金額をいう。

2 この要綱において「基準生活額」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める生活保護基準のうち金銭給付を目的とする扶助で、一時扶助を除く生活、教育及び住宅の扶助の基準額の合計額をいう。ただし入院患者については生活扶助基準に換えて入院患者日用品費の額とする。

3 この要綱において「免除基準額」とは、基準生活額に1000分の1155（ただし、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間については870分の990とする。）を乗じた額をいい、「減額基準額」とは基準生活額に1.3を乗じた額をいい、「猶予基準額」とは基準生活額に1.4を乗じた額をいい、1円未満に端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(猶予の要件)

第3条 市長は、被保険者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したことにより、一時的に生活が困難となった場合は、一部負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業若しくは業務の休廃止、又は失業により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類すると市長が認めたとき。

2 前項における一時的に生活が困難となった場合とは、当該世帯の平均実月収額が、猶予基準以下で、かつ減額基準額を超える場合をいい、当該世帯を徴収猶予世帯とする。

(減額又は免除の要件)

第4条 市長は、被保険者の属する世帯が第3条第1項各号のいずれかに該当したことにより、その利用しうる資産能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難となった場合においては、一部負担金を減額又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除の基準は次に定めるところによる。ただし、被保険者の属する世帯の世帯員の預貯金総額が、基準生活額の3か月分に相当する額以下である場合に限る。

- (1) 平均実月収額が免除基準額以下の世帯を免除世帯とする。

(2) 平均実月収額が免除基準額を超え、減額基準額以下の世帯を減額世帯とする。

(減額又は免除する額の算定等)

第5条 免除世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金は、全額免除するものとする。

2 減額世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金は、次に定めるところによる。

(1) 平均実月収額が、減額基準額以下で、かつ基準生活額に1.2を乗じた額を超える場合は、当該一部負担金の50%を減額する。

(2) 平均実月収額が、基準生活額に1.2を乗じた額以下で、かつ免除基準額を超える場合は、当該一部負担金の80%を減額する。

3 前項の規定により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(申請書の提出)

第6条 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、あらかじめ市長に対し規則第7条の規定による申請書を保険医療機関等ごと（ただし、一保険医療機関等にあっても、入院と入院外に分けるものとする。）に区分して毎月提出しなければならない。ただし、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号から第3号までに定める書類は、初回の申請の際のみ要するものとする。

(1) 給与証明書（様式第1号）

(2) 給与外収入申告書（様式第2号）

(3) 申請理由を証明する資料

(4) 保険医療機関等に関する届出書（様式第3号）

(証明書の交付)

第7条 市長は、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をしたときは、速やかに申請者に対し規則第7条の規定による証明書を交付する。

2 一部負担金の徴収猶予又は減免の証明書の交付を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、前項の証明書を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(徴収猶予、減額又は免除の期間)

第8条 一部負担金の徴収猶予、減額又は免除の期間は、原則として3か月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長9か月）以内とする。ただし、当該世帯の生活状況等を勘案のうえ、再度の申請によりさらに3か月の範囲内で徴収猶予、減額又は免除することができる。

(徴収猶予及び減免の始期)

第9条 一部負担金の徴収猶予及び減免等は、当該申請のあった日の属する月の初日以後に受け

た療養の給付に係る一部負担金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行し、平成28年10月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業主（雇主）名

㊤

次のとおり証明します。

氏 名		職名及び		
住 所		職務内容		
区 分		今 月 分	前 月 分	前々月分
勤 務 日 数		日	日	日
給与額	基本給	円	円	円
	日給（ 日分）			
	家族手当（ 人）			
	手当			
	手当			
	時間外手当			
	賞与			
	小計（イ）			
控除額	所得税			
	住民税			
	健康保険料			
	厚生年金保険料			
	失業保険			
	労働組合費			
	小計（ロ）			
差引受給額（イ）－（ロ）		円	円	円
摘要欄	1 給与の定例支給日 毎月（ 日） 2 次回の昇給（賞与）の予定年月日・金額 3 現物給与の品目数量（給与証明期間各月分） 4 その他（増加・減少の理由等）			

記入上の注意

この証明書は国民健康保険一部負担金減免・猶予の申請のため、世帯から倉吉市長あてに生活状況の申告がなされる場合に必要なものです。

摘要欄には、次回の昇給・賞与の見通し及び現物給与・支給額が著しく増加又は減少している月のときは、その理由等を記入してください。

給 与 外 収 入 申 告 書

年 月 日

世帯主 住 所
氏 名

次のとおり申告します。

1 事業の種類 _____

2 収入状況 (単位：円)

当 月 分	前 月 分	前々月分	平均月額

3 収入内訳（当 月分） (単位：円)

項 目	収 入 額	収入上の必要経費
内職収入		
林業及び農業収入		
事業収入		
財産収入		
恩給・年金・退職金・ 利子・配当・失業保険 等収入		
臨時収入及び貯金		
雑収入及びその他の 収入（仕送り等）		
計	(ア)	(イ)
	(ア) - (イ)	

4 無収入申告（収入のある方はこの欄に記入しないでください。）

（1）無収入になった理由（次に該当する事項を○で囲んでください。）

（ア）勤務先失業 （イ）事業の失敗 （ウ）世帯主又は働き手の死亡

（エ）子どもの養育のため就業できない

（オ）その他 （ ）

（2）支出のうち家賃・地代等の住居費 _____円

（3）大学・高等学校の学生・生徒のいる者は、その学校名及び学年

（注意点）この申告事実が虚偽であって、倉吉市国民健康保険条例施行規則による一部負担金の減免又は徴収猶予を受けた場合は、徴収をまぬがれた金額及び過料を徴収する場合がありますのでご注意ください。

様式第 3 号（第 6 条関係）

保険医療機関等に関する届出書

年 月 日

世帯主 住所
氏名

記 号		番 号	
世 帯 主 氏 名		療養を受ける被保険者氏名	世帯主との 続 柄
		(年 月 日生)	
保険医療 機関名		期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
傷病名及び 状況		入院・外来	

※この届出書は、月ごと、被保険者ごと、保険医療機関ごとに必要です。

※この届出書に基づいて、届出書ごとに証明書が交付されます。